

議案第四七号

予防接種料金室收条例の一部を改正する条例について。

予防接種料金室收条例の一部を別紙のように改正するものとする。

昭和三十六年六月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年六月二十四日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取県 東伯郡 三朝町 議會議長 加藤幸太郎 印

予防接種料金室収条例の一部を改正する条例

予防接種料金室収条例（昭和二十九年三朝町条例第二六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次につきの号を加える。

六、急性灰白髄炎 急性灰白髄炎予防接種費交付基準に定める室収基準額の範囲内

附 則

一、この条例は公布の日から施行し昭和三十六年四月一日から適用する。

二、三朝町急性灰白髄炎予防接種費室収条例（昭和三十六年三朝町条例第一五号）は廃止する。